

社会福祉法人いきいき福祉会
訪問介護ラポール城南 指定訪問介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いきいき福祉会が運営する訪問介護ラポール城南（以下「事業所」とする）が行う、訪問介護事業（以下「事業」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう指定訪問介護を行う。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護ラポール城南
- (2) 所在地 神奈川県藤沢市城南 4-9-8
TEL 0466-31-0755
FAX 0466-31-0756

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1名 (常勤兼務 1名)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 常勤 3名 (常勤専従 3名)
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助及びサービスの調整を行う。
- (3) 訪問介護員 常勤 15名 (常勤兼務 13名・非常勤兼務 2名)
利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、日常生活上の支援とケアを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～日曜日までとする。(祝日営業)
- (2) サービス提供日 月曜日～日曜日までとする。(祝日営業)
- (3) 営業時間 午前8時00分～午後6時00分までとする。
- (4) サービス提供時間 午前8時00分～午後6時00分までとする。
- (5) 電話などにより 24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護事業の提供方法、内容、利用料等)

第6条 訪問介護事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。その内容は次のとおりとする。また、その内容について記録し、契約の終了後、5年間は適正に保存する。

- (1) 利用者の居宅(自宅)において訪問介護員(ヘルパー)を派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話の提供。
- (2) 居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅介護サービス計画に基づいたサービスの提供。
- (3) 訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。
- (4) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を領収する。なお、自動車を使用の場合の交通費は1kmあたり50円とする。
- (5) 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名、捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、藤沢市・平塚市とする。

(守秘義務または秘密の保持)

第8条 当該事業における安全と信頼の確保

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供時に何らかの問題が発生した場合、速やかに管理者、サービス提供責任者に連絡するとともに、関係各機関にも直ちに報告する。

- 2 問題解決に向けて速やかに対応出来るよう、管理者、サービス提供責任者、関係各機関、場合により家族に報告し調整を図る。
- 3 状況により24時間対応可能な体制をとる。

(衛生管理)

第10条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- 2 事業所は、職員の安全及び衛生に関し留意するとともに、毎年定期的に健康診断を行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 天候不順や非常災害、又はその危険がある場合は、サービスの提供時間の変更、又は中止となる場合があること。

2 サービス提供中の天候不順や非常災害発生時は災害防止に努め、ご利用者の生命・安全面を最優先に対応する。

(苦情・相談)

第 12 条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、市町村及び国民健康保険団体連合会の質問及び照会に応じ、調査に協力するとともに、指導、助言を受けた場合には当該指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束、その他行動の制限の禁止)

第 13 条 生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

生命を保護するため緊急やむを得ない場合とは、以下の 3 つの要件をすべて満たすこととする。

- (1) 切迫性：ご契約者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために、次に掲げる措置を講じる。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービスの提供中に従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業者は、訪問介護員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

※ 又は、訪問介護員等の資質向上のために、研修の機会を提供する。

この規程に定める事項の他に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人いきいき福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年9月1日より施行する。
平成16年9月1日より施行する。
平成18年8月20日より施行する。
平成19年4月1日より施行する。
平成23年4月1日より施行する。
平成26年6月1日より施行する。
平成27年4月1日より施行する。
平成27年8月1日より施行する。
平成31年4月1日より施行する。
令和元年10月1日より施行する。
令和2年4月1日より施行する。
令和3年4月1日より施行する。